

議案第42号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を、別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

加西市長 高橋晴彦

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

(審議資料)

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。